

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：アートチャイルドケア尾張一宮保育園	種別：保育所	
代表者氏名：大橋 美紀	定員（利用人数）：140名（120名）	
所在地：愛知県一宮市森本5丁目25-5		
TEL：0586-26-0568		
ホームページ： https://www.the0123child.com/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成27年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：アートチャイルドケア株式会社		
職員数	常勤職員：19名	非常勤職員：15名
専門職員	（保育士） 28名	（看護師） 1名
	（栄養士） 6名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等）事務室・病後児保育室
		安静室・多目的室・調理室
		幼児用 職員用 多目的トイレ
		倉庫・園庭・設置式プール
		調乳室・砂場・設置式砂場

③理念・基本方針

★理念

「自分らしく」生きていくことのできる子どもを

★基本方針

子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育み、何を学ぶかよりも、どう学ぶかを考えられる子どもを育てたい。

そんな子どもたちを育てていくため「安心と安全」を前提に

- ・睡眠と生活リズムを整えることを目指して保育を展開していきます。
- ・一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます。
- ・子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもを取り巻く社会環境の変化を意識しながら保護者に対して子育て支援を行うとともに、子どもへのあるべきかわりを提案しています。
- ・保育従事者（保育士・栄養士・その他保育に関わる全ての人）が、乳幼児の養護・教育の専門家として自ら成長し、保育を楽しむことのできる環境を準備します。
- ・保育所の環境（音・光・温度・湿度・色等）の点検・整備を行います。
- ・子どもたちの発達をできる限り科学的な視点を捉え、保育に反映させます。
乳幼児の発達支援に専門的に取り組めます。

アートチャイルドケア尾張一宮保育園として力を入れていること

- ・長時間保育・一時保育・病後児保育・休日保育・病後児保育の受け入れ。
- ・休日保育があり、当番の保育士は平日に公休が入る。また長時間保育に対応のため、シフト数が多く、担当が主活動の時間に不在の事もある。そのため園全体の子どもの情報を必須の共通理解事項として、しっかり把握し、アートチャイルドケア尾張一宮保育園の子どもとして、園全体の職員が愛情を注いで保育している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月 4日（契約日）～ 令和 3年 6月 4日（評価決定日） 【令和 3年 1月13日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （平成28年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上に向けた取組み

具体的な目標として、職員自身が「我が子を通わせたい保育園」、保護者に「選ばれる保育園」を掲げている。そのために、「子ども第一」を念頭に置き、子どもの育ちを大切にしながら職員自身も保育を楽しみ、園全体で子どもを育てる保育実践に取り組んでいる。

◆地域の福祉ニーズに基づいた公益的な事業活動

平日は20時までの延長保育を受け入れ、一時保育・休日保育・病後児保育など、地域の福祉ニーズを反映させた保育事業に取り組んでいる。昨年は、保護者の協力も得て、家庭で不要となった玩具を回収して途上国へ贈る活動に参加するなど、社会貢献活動も実施している。

◆子どもが主体的に活動できる環境整備

地域の公園などの園周辺の環境を利用しながら、子どもたちが身体を動かす活動だけではなく、社会性や様々な経験を体験できるように工夫がされている。夏祭りやハロウィンでは、年長児が計画を立てている。クッキングでは自分のおにぎりやクッキーを作り、食材に触れる機会も数多い。

◇改善を求められる点

◆経営課題の把握と事業計画の策定

事業計画策定は法人本部主管で行われているが、園独自の課題は園での改善・解決対応が必要となる。現状認識される課題をカテゴリ別に整理し対応の優先順位や時系列に整理・文書化することで自ずと事業計画は策定される。園長の想定する3年後・5年後の園の「本来あるべき姿」を明確にして、現状の課題を整理して中・長期並びに単年度事業計画として組織的・計画的に対応していくことが望まれる。

◆環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

休日保育、一時保育、病後児保育については、月に数回の利用となるケースが多い。利用する子どもの特性や家庭環境など、通常利用している保育園との連携が取れるような工夫が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価という貴重な機会をいただき、ありがとうございました。
特に、昨年度に関しては年度末でたくさんの職員が退職し、保護者の皆様にはご心配をおかけし申し訳ございませんでした。

4月から徐々に職員が入職し、現在は職員全員が会社の掲げる保育目標に向かって、子ども達の幸せのために全員同じ方向を向いて頑張っています。今後ともよろしくお願い致します。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 「保育所保育指針」の改訂に伴い、変更された法人の保育理念・方針をホームページや園内に掲示している。入園説明会や進級式、保護者代表も参加する運営委員会などで、保育理念・方針に沿った保育実践について説明している。昨年度から「繋がる保育」を園の活動目標にし、異年齢保育や地域交流などに取り組んでいる。コロナ禍で活動が停滞しており、打開策を検討している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 市では園長会など他園と情報交換する場が設けられていないが、地域特性や住民動向などの情報をマネージャーを通じて法人本部に報告し、集約・分析されている。園運営に関しては、地域住民の特性、将来的な子どもの数や競合園の状況、福祉ニーズの把握など、多様な情報収集が必要となるため、適宜、法人本部と連携してチャンネルを拡大し、情報収集・把握・分析することが望まれる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 園独自の課題として、「休日保育実施に伴う人員調整や人材定着・育成」や「地域交流」等を認識し、適切な対応に努めている。園運営に関する全体的な課題は、法人本部とも共有して対応している。園独自の問題や課題は「課題一覧（仮称）」としてまとめ、法人本部や職員の協力も得ながら、活動期間により中・長期計画や単年度の事業計画に反映させることが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 法人本部の主管で中・長期経営計画が策定され、園運営がなされているが、園独自の中・長期計画は策定されていない。園運営に際しては、現在認識されている問題点や課題など「本来あるべき姿」に近づけるよう改善していくことが必要となる。前項の「課題一覧」を利用し、活動が複数年に亘る事項など、計画的・組織的に活動するために、中・長期計画の策定が望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 法人の様式を利用して事業計画が策定され、「選ばれる保育所作り」を目指している。しかし、園独自の課題対応など、改善に繋がる事項は反映されていない。園独自の課題改善についても、「課題一覧」から単年度の活動について達成度合いを測る数値目標などの評価基準を明確にし、組織的・計画的な活動を実践していくことを期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保育計画や行事計画を中心に、職員会議などを利用して進捗確認や活動評価を行い、行事内容や実施方法の見直し、改善が行われている。課題として認識されている「人材確保や定着」、「地域交流」等の諸課題の改善には、法人本部も含め職員の協力が不可欠となる。職員意見を聴取して課題解決の検討を行い、活動の進捗確認や活動評価に繋げ、継続的な改善活動とすることが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 入園説明会や入園式・進級式、保護者参加行事を利用して保護者に事業計画の概要など説明している。また、保護者が事業計画や事業報告を自由に閲覧できるよう、園内に設置している。事業計画自体は保護者の関心が薄い傾向にあるが、今回の保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」は、70%を超える高い数値を示した。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑧ ・ c
<コメント> 「選ばれる保育所作り」を目標に、職員自身が「我が子を通わせたい保育所」とするよう取り組んでいる。職員自身も保育を楽しみ、「子ども第一」の保育実践に取り組んでいる。全職員が毎月「自己評価シート」により自己評価を行い、必要に応じて園長が助言・アドバイスをしている。日頃の活動の写真や動画などを活用し、組織的な「保育の質の向上」に向けた取組みが望まれる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 年1回、全職員が「保育所自己評価」により年度末での評価・反省を行い、次年度に向けた課題を明確にしている。しかし、明確にされた課題は思いやあるべき姿に留まり、具体的な活動計画を策定するに至っていない。園長が認識している現状の課題に加え、これら取り組むべき課題についても中・長期や単年度の事業計画に盛り込み、計画的な改善活動に繋げていくことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>新入職員導入研修で、保育理念や組織体制などがカリキュラムとして組み込まれている。園内では、年度初めの職員会議を利用して職員周知に努め、保護者に対しては「運営規程」や事業計画に明記して周知を図っている。大規模災害や事故など、有事の際の権限委任順位は法人様式の「緊急時対応手順」に記載して事務室内に掲示されている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>法人作成の規程やマニュアルに沿い、園運営に取り組んでいる。遵守すべき法令・指針については、法人本部からの通知や園長会議などでも情報収集し、必要事項は適宜、回覧形式で職員に周知している。法令や指針の改廃は、日常の保育のみならず各種規程やマニュアル、手順書等の見直しも必要となる。関連する法令や指針を特定し、リスト化しておくことが望ましい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「子どもの最善の利益」を常に考え、「子ども第一」の保育実践に努めている。職員は毎月「自己評価シート」を利用して保育の反省点や改善点を記述し、園長が必要に応じて助言・アドバイスをするとともに、保育現場にも入って個別指導を行い、職員一人ひとりの意識向上を図っている。クラス担任だけでなく、園全体で子ども全員を見守り・保育する環境を作っている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>業務システムや園内の情報システムなど、法人本部が主体となり改善が進められ、法人本部と連携して働きやすい職場作りに努めている。職員の協力もあり、本人希望による有給休暇の取得や、時短保育士やフリー保育士の活用による事務時間を確保するなど、業務の実効性を高める取組みも継続されている。今年度実施されたオンライン研修には、全職員が参加して質的向上が図られた。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>毎年9月に職員の意向調査を行い、翌年度の人員計画を本部に提出している。法人本部主導で継続的な採用活動を行い、人員確保を行っている。縁故による紹介制度も活用し、園独自でも募集活動を行っている。休日保育によって勤務環境が厳しくなっているが、日々の声掛けや困りごとの相談対応、有給休暇の取得など、働きやすい環境づくりに取り組むことで職員定着に繋げている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>法人主導の人事考課制度により、半年を目途とした園の保育目標に沿った個人の活動目標を設定している。目標設定時・進捗確認・活動評価のタイミングで個人面談を行い、人材育成に取り組んでいる。明確なキャリアパスは策定されていないが、階層別での就労支援制度を活用して人事管理が行われている。総合的な人事管理を行うために、個々のキャリアパス策定が望まれる。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員が希望する有給休暇の取得や事務時間の確保など、職員の協力を得ながら、働きやすい職場づくりに努めている。休日保育の実施によって職員の負荷が増加しているが、時間外労働時間は必要最小限とするなど、業務負荷が特定の職員に偏らないよう配慮している。日常保育の中での声掛けなどにより、職員の心と体の健康維持にも努めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「アートチャイルドケアの誓い」を唱和し、法人の人事考課制度を利用した目標設定により、法人研修や園内研修、園外研修を通じた人材育成に努めている。目標設定・管理については個別に助言・アドバイスをを行い、継続的な育成に繋がるよう指導している。人事考課資料だけでなく、各種報告資料なども参考に、職員一人ひとりに合った育成に取り組むことが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人が策定した研修計画に従って研修を受講し、園内でも「眠育（睡眠と生活リズムを整えた保育）」をテーマに園内研修を実施するなど、園独自の教育・研修活動を実施している。今年度、法人研修はオンラインで実施され、時間や場所に制約されずに受講できる環境が整った。受講後は研修報告にアクションプランを記載し、職員会議での研修報告により情報共有している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人研修の他、自治体や私保連からの研修案内を回覧・掲示し、職員に研修参加を促している。法人の選別研修により、職員個々の個別の知識・技術の向上を図っている。法人研修では、オンライン研修により誰でも時間や場所の制約を受けずに、通常では受講の難しい非正規職員も研修受講ができるなど、職員一人ひとりに合った研修機会の確保がなされている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>保育人材の養成や指導保育士の育成の他、人材確保も目的に掲げ、「実習生受入マニュアル」に従って実習生を受け入れている。オリエンテーションで実習プログラムなどを打ち合わせ、園内では職員会議などで注意事項を確認している。実習生への注意事項の説明に際しては、口頭や文書だけでなく視覚に訴える資料なども活用し、理解しやすく説明することが望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを利用して保育理念や保育目標、保育内容の他、毎年実施している自己評価も公表している。前回受審の第三者評価の結果も公開されている。職員を特定した苦情が過去にはあるが、重大な苦情・相談は寄せられていない。苦情・相談には適切に対応し、法人本部と調整した上でホームページで公表する手順となっており、積極的な情報開示に努めている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園内の経理事務は事務担当職員が専任し、内部規程により稟議書の起票、法人本部の選定した業者選択など、適正な事務処理ができる体制が取られている。今年度から現金取引が廃止され、必ず証跡の残るように改善されている。年1回の県の監査だけでなく、園内の全業務について法人本部の内部監査を受け、適正な運営が継続される仕組みとなっている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	⑥	c
<p><コメント> 散歩の際には、大人・子どもを問わず挨拶することを励行し、近隣の店舗や消防署・交番などにも立ち寄って交流を図っている。周辺の高齢者施設との交流を計画していたが、コロナ禍により保留となっている。地域資源との交流の他、ボランティアの受入れなども含め、年齢層を問わずに子どもが地域と交流できる環境作りを継続していくことが望まれる。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	⑥	c
<p><コメント> ボランティアを受け入れるためのマニュアルはないが、申込様式等の決まった受入れ手順で、養成校や専門学校からの保育体験を目的としたボランティアなどを受け入れている。ボランティアとしては、保育補助の他にも園庭や菜園などの施設管理、散歩時の同行・見守りなど、多様な活用が想定される。マニュアルを整備し、子どもにとって有益となるボランティアの活用が望まれる。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	①	b	c
<p><コメント> 市役所や病院、その他園に関連する社会資源の連絡先は一覧表化され、職員室に設置されている。ネグレクトや虐待関連事案への対応マニュアルも整備され、関係機関と連携した対応ができる体制となっている。過去には児童相談所に絡む相談事案があり、職員の協力を得て対応し記録を残している。市の担当部署とも連携し、適切な対応が取れるよう取り組んでいる。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	⑥	c
<p><コメント> 園庭開放や園見学の際には、保護者から保育に関する困り事や相談などを随時受け付けている。年2回開催している園の運営委員会でも、地域の福祉ニーズ把握に努めている。小学校とは避難訓練で交流があるものの、就学に向けての情報交換等の場は設けられていない。小学校にも働きかけ、子どもの成長を継続して支援するための保育ニーズの把握にも目を向けることが望まれる。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	⑥	c
<p><コメント> 地域の福祉ニーズを反映し、一時保育や休日保育、病後児保育を実施している。今年度はNPO法人の要請を受け、家庭で不要となった玩具を回収して途上国に贈るなど、社会貢献活動も行っている。新興住宅地に立地し、看護師の常駐やAEDの設置を地域に広報している。今後は、大規模災害時の園の保有資源の有効活用などを考慮したBCP（事業継続計画）の策定が望まれる。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 子どもを尊重する保育については、基本理念、基本方針をホームページやパンフレット、「入園のしおり」等に記載されている。また、数年前に保育理念、保育方針の変更があったため、職員間で周知ができるように昼礼時に唱和を行っている。子どもへの言葉かけや関わり方に不適切な部分があれば、職員に対して園長が直接個別の指導を行っている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 保育の現場では、おむつの交換や水遊び時の着替え等、プライバシーに配慮して行われているが、プライバシーに関するマニュアルが整備されていない。プライバシーや権利擁護について職員間で共通理解ができるよう、規程やマニュアル等の作成が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ③ ・ c	
<p><コメント> ホームページで、保育所選択に必要と思われる情報を発信している。前年度は、30件程度の問い合わせや見学者があったが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で問い合わせや見学者はほとんどない。ホームページ以外にも、園の特色や保育内容などの情報提供ができる場の検討が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	④ ・ b ・ c	
<p><コメント> 入園説明会で、「重要事項説明書兼入園のしおり」を用いて説明を行っている。保護者から同意を得た書面はファイリングして残している。また、保育時間や住所等の変更があった場合には、変更届の提出により「児童票」や「緊急連絡カード」への転記を赤ペンを使って行っている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ⑤ ・ c	
<p><コメント> 保育所等の変更への対応は園長が行っており、4月からの転園児の受け入れは新入園児と同じ扱いになる。年度途中で退園したり入園したりする子どもはおらず、引継ぎの様式は定めていない。今後に備え、転園先へはどのように情報提供するのか、またどのような情報が欲しいのかを検討し、保育の継続性に配慮した手順書や引継ぎ文書等の整備が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ⑥ ・ c	
<p><コメント> 運動会や発表会などの行事について年に4回ほどアンケートを行い、アンケートの結果を保護者にフィードバックしている。また、法人が直接保護者に行うはがきによるアンケートがあり、アンケート結果が園に届くようになっている。園内でアンケートを集計するに留まらず、結果の分析や改善に向けての検討の仕組み作りが望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	⑦ ・ b ・ c	
<p><コメント> 苦情解決の仕組みを、保護者には入園説明会での配付資料を用いて知らせ、玄関入り口にも掲示している。園の苦情相談窓口以外に会社の苦情相談窓口についても記載がある。コロナ禍によって、行事ごとのアンケートが保護者からの意見収集の主要な手段となっているが、朝夕の送迎時等、普段の関わりの中でも苦情が言いやすい環境作りに努めている。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 個人懇談会や幼児の年2回の保育参観、乳児の年1回行われていたおやつ、給食の参観を今年度は開催できず、保護者は相談や意見を述べる機会が少なくなっている。保護者との連絡ツールとして専用アプリがあるが、保護者アンケートではアプリの扱いに慣れない保護者からの意見があった。そのような保護者に対して、どのように対応をしていくのか検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 担任が答えることのできる連絡帳やアプリからの相談・意見には、その場で対応している。担任がその場で答えられないと判断した場合は、園長や主任に相談している。年長の子どもが使用する鍵盤ハーモニカについて保護者アンケートを行い、保護者の意見から今年度の購入、使用は行わないことに決定した。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> リスクマネジメントに関するマニュアルがあり、安全チェックに関しては園全体だけではなく、各クラスや給食室でも行われている。「ヒヤリハット報告書」や「事故報告書」による検証や検討が行われ、職員への周知も図っている。検討や改善を行った後で、改善効果や再発防止の確認等を行い、PDCAサイクルに沿った取組みが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 感染症に関するマニュアルがある。看護師を中心に様々な感染症について園内研修を行い、感染症対策にも適切に取り組んでいる。今回の新型コロナウイルス感染症に関しても、職員間での意識統一を図って室内の消毒や登・降園時の対応を行っている。新型コロナウイルス感染症についての市からの通知文書があり、職員室に掲示して職員周知を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 年間の防災計画に基づいて、避難訓練を行っている。不審者訓練では警察の協力を得ており、火災を想定した訓練では、年に1回消防署の協力を得て行っている。災害時の非常食として一覧表があり、2日分の水や非常食を各クラスに分散して保管している。訪問調査当日の一覧表には、発注中のものが数多くあった。在庫が切れることのないよう工夫が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 法人共通の保育に関するマニュアルがあり、決められた書庫に置かれていて職員がいつでも閲覧できるようになっている。「必要な時に」、「必要とする人が」、「必要なところで」手に取ることができるよう、保育の現場でそのマニュアルが活かせるような工夫や、職員へのマニュアルを活用した研修が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法の見直しについては、マニュアルの作成と同様に法人本部で行われており、園での見直しは行われていない。園の特色や地域の特性など、また職員の意見や保護者のニーズがマニュアルに反映されるような仕組みづくりが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 入園が決定した際には、決められた提出書類に保護者が記入し、面接時に記入漏れがないか面接者が確認を行っている。入園時に渡される書類に関しても「入園時提出書類一覧」を用いて提出書類に漏れがないか確認している。乳児と障害児に関しては、アセスメントを基に個別の指導計画が作成されているが、幼児についても個別の指導計画を作成することが望ましい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「年間の指導計画」は4期に分けて、「月案、週案」はそれぞれ月末、週末に評価、反省を行っている。また「指導計画」は看護師、栄養士も参加する職員会議で見直しが行われ、次の指導計画につなげている。見直しの内容を記録に残すことで、確認や会議に参加ができなかった職員への周知につながる。記録の残し方を検討されたい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画を作成する職員間に差異が出ないように主任が目を通し、付箋を使って知らせている。書き直した方が良い場合は、適切な内容を鉛筆書きで書き加えている。乳児クラスでは、午睡の時間を利用して子どもの様子を伝え合い、個別の指導計画を作成している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「保管書類一覧」がある。「保管書類一覧」には子どもに関する記録の保管年数が記載されており、園長が管理を行っている。職員は年に1回、個人情報の保護に関する園内研修に参加している。保護者には、入園説明会で配付する「重要事項説明書」の中で、子どもを撮影したビデオや写真についての取扱いについても説明を行っている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」の見直し、作成は年に1回年度末に行うこととしているが、今年度はコロナ禍によって実施できなかった。内容に変更がない場合でも話し合いを行い、その結果や会議を行ったことを記録に残すことが望まれる。また、次年度に向けての見直しや改善策等が出た場合も記録に残し、次へとつなげていただきたい。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>今年度は、コロナ対策として玄関に消毒液、各部屋に空気清浄機を設置し、玩具や室内の消毒を今まで以上に行っている。また、保護者や職員の保育室内への入室を制限し、密にならないよう配慮をして子どもたちが不安なく過ごせるようにしている。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育者の気になる言動チェックリスト」を用いて園内研修を行い、グループごとに討論を行っている。訪問調査当日は園内の見学を控えたが、散歩に出かける時や帰ってきた時の子どもの様子、職員の様子からは、園内研修の成果が見て取れる。グループごとに話し合いを行い、改善を行った結果だけでなく、記録に残すことやPDCAサイクルの活用が望まれる。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育目標の1つに掲げている睡眠と生活リズムの大切さを「入園のしおり」の中で保護者に知らせ、乳児クラスだけではなく、幼児クラスも午睡を行う時期がある。幼児クラスの子どもは、発達に合わせて箸に移行している。手洗いについては排泄後や食事以外にも、散歩に出かける際にはペーパータオルやアルコール消毒を持参し、手洗いの大切さを知らせている。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園内研修として「子どもの楽しさ発見、寄り添いの保育」について事例検討を行い、日頃の保育に活かしている。訪問調査当日は、午睡前の時間を利用して5歳児クラスの子どもたちが色画用紙で紙飛行機を作り、広い廊下を使って飛ばす姿を見ることができた。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって、現在は連絡帳や専用アプリを用いて保護者とコミュニケーションを図っている。室内には空気清浄機や加湿器、床暖房があり、快適な室内環境が整っている。訪問調査当日は、保育室内に入ること自粛したが、室外から室内遊具を使用して体を動かす子どもの姿が目にとまった。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児と同様に保護者とのコミュニケーションには連絡帳や専用アプリを用いている。連絡帳やアプリを通して相談があった場合は、複数担任で共有したり、昼礼時に報告して日誌に記載している。相談内容が埋もれてしまうことがないように、記録の残し方や職員間で共有できるような仕組みづくりが望まれる。2歳児クラスには、床暖房がないため上靴を使用している。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 夏祭りやハロウィンには年長児が計画を立てている。夏祭りでは年長児がお店屋さん、年中児と年少児がグループになってお客さんとなり、異年齢で関わる機会を設けている。保育目標の1つに「睡眠と生活リズムの大切さ」を掲げており、3～5歳児も1時間程度の午睡を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 現在、身体的な障害のある子どもはいないが、園内はバリアフリーになっており、身障児対応のトイレが1つある。障害名のついている子どもについては、4期で評価、反省をする「支援児童指導計画」を作成している。健常児と同様に「幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿」を踏まえ、関係機関との連携を取りながら月間の指導計画の作成が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 早朝保育、長時間保育に関する計画はないが、保育時間が長くなる子どもたちが静かに過ごすことができるよう、身体を休めるスペースや塗り絵、ブロック、ままごとなどの日中とは違う遊びを用意している。長時間保育を希望する保護者が多いため、担任との連絡ツールとして連絡表がある。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 毎年、運動会は小学校の園庭を借りて行い、小学校の雰囲気を楽しむことができたが、今年度はコロナ禍により中止となった。体験入学も中止となり、保護者への説明会に留まっている。コロナ禍もリスクマネジメントの対象の一つとして捉え、善後策の検討が望まれる。運動会後は、卒園までの自分カレンダーを作成したり、郵便屋さんごっこを通して字を学んだりしている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 登園した際には、全ての子どもが検温を行っている。看護師が飲み薬や塗り薬を管理しており、保護者には「重要事項説明書兼入園のしおり」で与薬の取り扱いについて知らせている。預かった薬は事務室内の医務室で保管し、園長、主任の見える場所で与薬を行い、誤薬を防いでいる。園内で感染症が発生した場合は、玄関入口に感染状況を詳しく書いて掲示している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 内科検診、歯科検診の結果を記録に残している。保護者へは結果用紙を配付し、幼児の「出席ブック」や乳児の「連絡帳」に記載して保護者に知らせている。また、身体測定の結果は乳児の「連絡帳」や幼児の「出席ブック」で知らせる他、専用のアプリを用いて個人のページに配信をしている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 重篤なアレルギー児はいない。アレルギーに関するマニュアルがあり、年に1回、医師の診断によるアレルギー検査結果に基づいて除去食を提供したり、子どもの席を配慮したりしている。除去の必要がなくなった場合は、「解除届」の提出により解除を行っている。「除去対応児一覧表」があり、アレルギー以外でも保護者の要望で除去食対応を行っている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 食育の年間計画があり、幼児に限られてくるが、クッキングで自分のおにぎりやクッキーを作ったり、食材に触れたりしている。また、すべての年齢で発達に合わせた陶器の食器を使用している。クッキングの活動では乳児の参加は難しいところもあるが、食材や料理に興味を持てるような工夫が望まれる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 以前は、栄養士が各クラスの子どもたちと一緒に食事を摂り、喫食状況を確認することができたが、コロナ禍によって現在は食べる様子を見るができない。そのような状況の中で、栄養士も毎日の昼礼に参加し、各クラスの様子を聞きながら、子どもの発達に合わせて小さく切るなどの工夫を行い、残食もほとんど出さないでいる。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉑ ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍の影響で、今年度は保育室までの送迎がなくなり、直接担任と会話を交わす機会が少なくなってしまった。しかし、0歳児から2歳児の乳児は「連絡帳」を用いて、毎日家庭と情報交換を行っている。また、専用アプリを用いて、適時に家庭との連携が取れる仕組みがある。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 午睡の時間を利用しての個人懇談会の他、幼児の保育参観、乳児の給食参観、おやつ参観を行い、保護者からの相談や園での様子を伝えることができていたが、今年度は行われていない。子どもや保護者を取り巻く環境や状況が変化した場合、どのように対応していくのか、検討が望まれる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 現在、虐待が疑われる子どもはいない。過去には、虐待が疑われて関係機関と連携して対応したケースが1件ある。日常では身体測定や着替え、おむつの交換時等で虐待の有無を確認している。年に1回、マニュアルに沿って虐待についての園内研修を行っている。虐待が疑われる子どもはいないが、身体的虐待以外にも事例を用いての勉強会、研修が望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 毎年2月に職員自らの保育実践を振り返って自己評価を行っている。自己評価だけではなく、園長が気になる点があった場合は指導を行っている。自己評価により出た個々の課題を一個人の課題とするのではなく、園全体の課題として取り組むことが望まれる。		